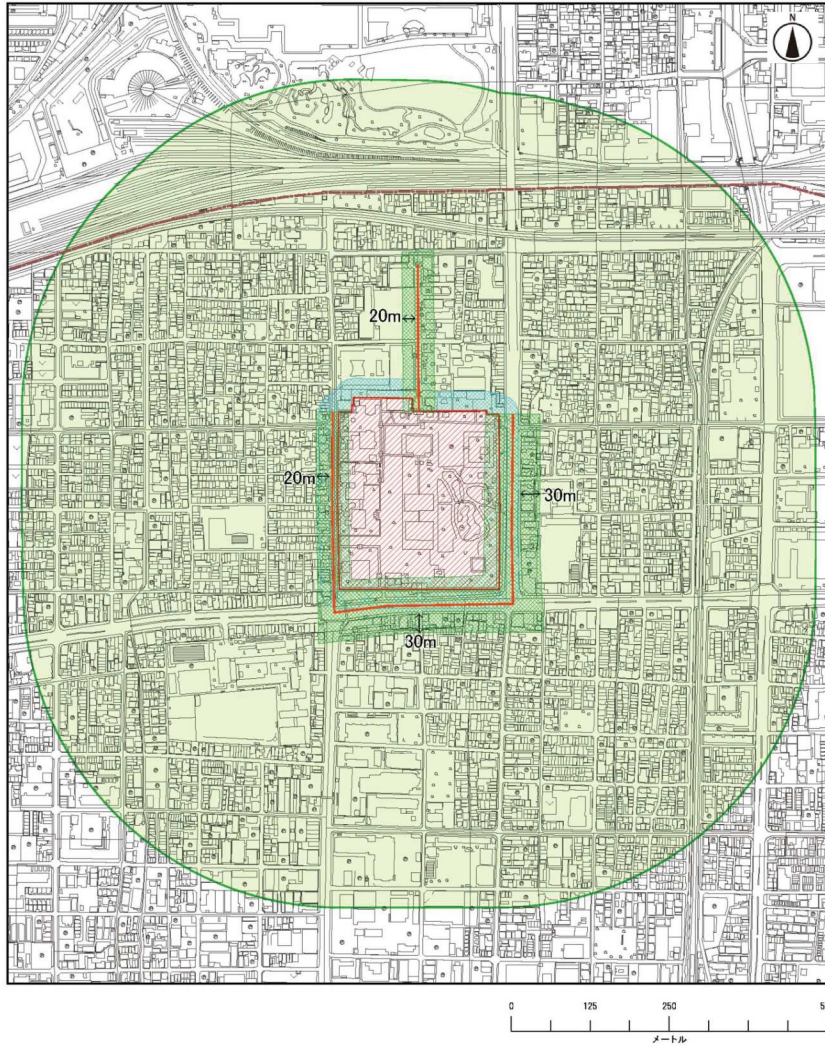


### (3) 教王護国寺(東寺)



視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、優れた眺望景観を阻害しないものとして定める以下の基準に適合させる必要があります。(条例第8条)  
ただし、基準にあつては、美観地区、美観形成地区、風致地区又は建築物修景地区内にある建築物等で、当該各地区において定められた形態意匠基準に適合し、かつ、市長が優れた眺望景観を阻害しないと認めるものについては適用しないことができます。

#### 境内の眺め 3-1

##### ●近景デザイン保全区域(■)の基準

- 1 建築物等は、教王護国寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 勾配屋根とすること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 塔屋を設けないこと。</li> <li>● 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



#### 境内地周辺の眺め 3-2

##### ●近景デザイン保全区域(⊗)の基準

- 1 建築物等は、教王護国寺の北門参道と周辺の大宮通、九条通、壬生通沿道の歴史的な町並み及び連続する塀や樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定勾配屋根とすること。</li> <li>● 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>● 日本瓦又は銅板その他の金属板で葺かれていること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 塔屋を設けないこと。</li> <li>● 建築物等の各部分は、歴史的な町並み及び連続する塀や樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものであること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並み及び連続する塀や樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な境内地周辺の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



凡例	区域の種別	区域の範囲(事前協議の対象範囲)	事前協議の対象行為
	視点場(境内)	世界遺産の登録資産のうち、左図に示す範囲	建築物の新築、増築
	視点場(参道等)	教王護国寺(東寺)の北門参道と周辺の大宮通、九条通及び壬生通のうち、左図に示す範囲	
	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲	建築物の大規模な新築、増築(床面積2,000㎡以上)
	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m又は30m以内の範囲	
	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲	

注:事前協議の対象となる工作物については、本冊子の8ページを御覧ください。

上表の区域の種別のとおり、視点場、近景デザイン保全区域及び視点場に近接する区域において、建築物等の建築等しようとする場合は、景観申請等を行う前に当該建築物等の建築等に係る計画について市長と協議する必要があります。(条例第15条)